

2018年5月17日

内閣総理大臣	安倍晋三 殿
厚生労働大臣	加藤勝信 殿
衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	伊達忠一 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14  
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会  
委員長 柴田智悦

### 靖国神社春季例大祭参拝等に対する抗議声明

私たち日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、2018年4月21日、安倍晋三首相、加藤勝信厚生労働相、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長が、靖国神社の春季例大祭に合わせて真榊を奉納したことは、以下のとおり政教分離原則に違反し、私たちの信仰の自由を侵害し、日本の軍国主義復活を彷彿とさせ、アジアの平和を毀損するものであると、強く抗議いたします。

#### 1. 抗議の対象とする事実

報道によれば、2018年4月21日、靖国神社の春季例大祭に合わせ、安倍首相と伊達参議院議長は、それぞれ「内閣総理大臣 安倍晋三」、「参議院議長 伊達忠一」と、肩書きを明記して真榊を奉納し、加藤勝信厚生労働省、大島理森衆議院議長も真榊を奉納しました。なお、それに先立つ20日に、超党派の議員連盟「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」のメンバーである与野党の国会議員76名が靖国神社を参拝しました。さらに、同会会長である尾辻秀久元参議院副議長は参拝後の記者会見で、安倍晋三首相が、2013年12月以降参拝を見送っていることについて「内憂外患、多事多難などきだからこそ、首相にもお参りいただきたい」「国のために命までささげた方々のご英霊にこうべを垂れていただき、その方々に恥じないように国のかじ取りをしていただきたい」と述べました。

#### 2. 私たちの信仰の自由を侵害したこと

##### (1) 政教分離原則違反

まず、「真榊」は神事における祭具としての供え物であり、首相がその肩書きを用いて、また国務大臣や衆参両院議長が一宗教法人である靖国神社に「真榊」を奉納することは、国の機関である国務大臣や衆参両院議長として神事に参加することを意味しています。従って、今回の貴殿らの行為は、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」、という憲法第20条3項の「宗教的活動」にあたり、第20条1項の特定の宗教団体が「国から特権を受け」ることにもなりますので、政教分離原則に明らかに違反しています。

また、国務大臣や衆参両院議長が上記宗教行為をすることは、靖国神社が国家によって援助・助長されるメッセージを放つとともに、靖国神社を信仰しない者たちの思想・信条・信仰について抑制のメッセージを放ち、その信仰の自由を侵害するものです。

私たちは、「あなたには、わたし以外に、ほかの神があってはならない」「あなたは自分のために偶像を造ってはならない」「それらを拝んではならない」(旧約聖書出エジプト記20章3～5節)、という聖書信仰ゆえに靖国神社を信仰しません。従って、上記宗教行為は、このような私たちの信仰の自由をも侵害しているのです。

## (2) 私たちの教義に反する行為が強要され、信仰の自由が奪われる危険性

初代教会を築き上げた使徒たちは、イエス・キリストを宣べ伝えることを禁じられても、神に聞き従うことこそが神の前に正しいことと信じ、その主張を曲げず捕えられました。しかし、かつての日本の教会はその信仰を受け継げず、神社参拝を強要されたときに抵抗することができず、唯々諾々として国家に従い、その結果、自ら偶像礼拝の罪を犯しました。そればかりか、当時植民地とした国々のキリスト教徒に対する神社参拝の強要に協力さえしてしまいました。私たちはそのことを悔い改め、二度とそのような時代を来らせてはならないと考えています。

ところが、今回のように今後も首相・閣僚らによる靖国神社への真榊奉納や参拝が続くならば、過去5回、国会に提出されいづれも審議未了廃案となった「靖国神社法案」が求めているような、靖国神社の国家護持化が進むのではないかと危惧します。しかも、自民党が発表している日本国憲法改正草案第20条3項には、「国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない」とあります。もし、靖国神社参拝が「社会的儀礼又は習俗的行為」とみなされるようになれば、政教分離違反そのものである実質的な靖国神社国家護持がなされ、戦前戦中のように神社参拝が国民に強要され、唯一の神である主イエス・キリストだけを礼拝すべきという私たちの教義に反する行為が「社会的儀礼」の名の下に強要されることになり、私たちの信仰の自由が奪われることになるのです。

## 3. 軍国主義復活の恐れがあること

かつて日本は、靖国神社を精神的支柱としてアジア諸国を侵略し、植民地支配を行い、多くの人々の生命と尊厳を蹂躪しました。それゆえ日本国憲法は、第20条において国が宗教行為をすることや特定の宗教団体に特権を与えることを禁じた政教分離原則を定め、信教の自由を保障するのみならず、靖国神社を精神的支柱とする軍国主義の再興を防いでいるのです。

ところが靖国神社は、過去の日本が犯した侵略戦争を「アジア解放の戦争」「自存自衛の正義の戦い」と美化しています。そのため、今回の上記宗教行為と、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」メンバーらの参拝や、首相参拝を要望する発言は、このような靖国神社の考え方を支持することになり、日本における軍国主義の復活を彷彿とさせ、日本が過去に犯した侵略戦争を賛美し、アジア諸国に対して脅威を抱かせることにもなるのです。

## 4. アジア諸国の人々を再び傷つけ、平和を毀損すること

今回の貴殿らの行為に対して大韓民国外務省報道官は、「日本政府および議会の指導者が、過去の植民地収奪と侵略戦争の歴史を美化する靖国神社にまた供物を奉納し、参拝を押し切ったことに深い憂慮と遺憾を表明する」「日本の政治指導者が、過去の歴史に対して深く反省し、周辺国と国際社会の信頼を得るために努力することを促す」との声明を発表し、また中華人民共和国外交部報道官も、「日本のやり方は誤っている。中国は日本に歴史を正視し、侵略の歴史を深く反省するよう促す」と述べたと報道されています。

度重なる日本政府閣僚らによる靖国神社に対する宗教行為は、こうした国々に代表されるアジア諸国の人々に対し、軍国主義による被害の記憶を蘇らせ、強い精神的苦痛を負わせ、アジアの平和を毀損し、アジア諸国との信頼回復の道を遠ざけることになるのです。

以上の理由から私たちは、主イエス・キリストを唯一の神と告白し、信仰の良心に基づいて平和を祈り求める者として、今回の首相・閣僚らによる靖国神社への真榊奉納と参拝に対し強く抗議いたします。